

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年3月10日提出
【計算期間】	第15期(自 平成26年6月11日至 平成26年12月10日)
【ファンド名】	クロッキー・グローバルセクター・ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【事務連絡者氏名】	上中 徹
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【電話番号】	03-6860-6440
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／株式／インデックス型に属し、主として「クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）」の変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したクロッキー・グローバルセクター指数の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式	年1回	グローバル (含む日本)	
一般	年2回		日経225
大型株		日本	
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回（隔月）	欧州	TOPIX
一般		アジア	
公債	年12回（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	その他 (クロッキー・グ ローバルセクター指 数)
その他債券 クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ	
不動産投信		中近東（中東）	
その他資産 ()		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他の指数 (クロッキー・グローバルセ クター指数)	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。 (対象インデックスはクロッキー・グローバルセクター指数とする。)

※当ファンドは、債券価格が特定の株価指数の変動率に基づいて変動する債券（ユーロ円債）に投資します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（債券 その他債券）と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドはユーロ円債などに直接投資を行います。



b. ファンドの特色

1. クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（パフォーマンス・リンク債）に投資します。

◆クロッキー・グローバルセクター指数はクロッキー・グローバルセクター戦略に基づいて算出されます。

2. ドイツ銀行グループが開発した独自の分析手法に基づいて算出されるクロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の値動きを概ね捉える投資成果を目指します。

◆クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債（パフォーマンス・リンク債）を高位に組み入れる運用を行います。

《投資するユーロ円債の概要》

- ・発行体：ドイツ銀行AGロンドン
 <信用格付け A (S & P) A3 (ムーディーズ) 2014年12月末現在>
- ・クーポン（利率）：ありません。
- ・発行日：ドイツ銀行AGロンドンの任意で随時発行されます。
- ・満期償還日：発行時にドイツ銀行AGロンドンの任意で決定されます。
- ・債券の償還価格：クロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の変動率から指数手数料相当（年率0.85%）を差し引いた率に基づいて決定される価格
- ・債券の売買価格：原則として、クロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の変動率から指数手数料相当（年率0.85%）を差し引いた率に基づく理論価格に、売買手数料に相当する額を加算した価格（買付時）または減算した価格（売付時）

※ユーロ円債の発行体が債務不履行（デフォルト）となった場合は、償還金の支払いが遅延もしくは行われな可能性がります。

※上記の発行体の信用格付けを付与しているS & P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）ならびにムーディーズ（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）は、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録を受けておりません。

◆ユーロ円債は償還時まで保有することを基本としますが、当該債券の発行体の信用力が著しく低下した場合または発行体が債務不履行となった場合などには、委託会社の判断により保有債券をすべて売却することがあります。その場合、委託会社は受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

クロッキーとは

- ★クロッキー（C R O C I）は、『Cash Return on Capital Invested』の頭文字で、『投下資本に対する現金収益比率』を意味します。
- ★「クロッキーモデル」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法です。
- ★ドイツ銀行グループは、「クロッキーモデル」による株式分析手法を活かし、各種指数を開発、公表しています。

「ドイツ銀行グループ」について

ドイツ銀行グループは、総資産約1兆7,180億ユーロ（約251兆円。1ユーロ＝146.54円換算）にのぼるドイツ国内最大の民間金融機関で、世界でも最大規模の総合金融機関。世界約70ヵ国で事業を展開し、幅広い金融サービスを提供。強固な財務基盤と高い信用力、そして優れた金融テクノロジーを積極的に活用し、主要ビジネス全般で市場をリードしています。ドイツ銀行AGの格付けは、A（S & P）、A3（ムーディーズ）となっています。（以上、データはすべて2014年12月末時点）

ドイツ銀行AGロンドンとは、ドイツ銀行のロンドン支店であり、ドイツ銀行AGロンドンが発行する債券はドイツ銀行の債務です。

クロッキー・グローバルセクター指数とは

- ★日・米・欧の大型株を対象とし、「クロッキー・グローバルセクター戦略」によって選択された銘柄群のパフォーマンスを指数化したグローバルセクター指数です。
- ★選択対象銘柄を9セクターに分類し、その中から割安3セクターを選びます。主としてそれら3セクターから選ばれた30銘柄（原則1セクターにつき10銘柄）が指数を構成します。セクター、銘柄とも毎月見直しを行います。

（注）クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）は、東京証券取引所第一部上場銘柄、欧州経済通貨統合（EMU）参加国の上場株式、S & P500種指数構成銘柄の中からドイツ銀行グループが開発した方法によって選定された30銘柄のパフォーマンスを反映する株価指数としてドイツ銀行グループが算出する指数であり、クロッキー・グローバルセクター指数に関する知的財産権その他一切の権利はドイツ銀行グループに帰属します。「CROCI」および「クロッキー」はドイツ銀行AGの登録商標です。ドイツ銀行AGの事前の書面による承諾なくクロッキー・グローバルセクター指数を使用し公表することは禁止されています。ドイツ銀行グループは、クロッキー・グローバルセクター指数もしくはこれに関連する指数またはこれら指数を構成する株式の取引、またはこれらに連動する投資について、実行する義務を負うものではなく、また推奨するものではありません。また、過去の実績が必ずしも将来の結果を示唆するものではありません。ドイツ銀行グループは、本書に言及されるいかなるファンドについてもこれを保証するものではありません。

クロッキー・グローバルセクター戦略のねらい

ひとつの投資尺度で世界の株式を比較。

株式分析手法「クロッキー」で、割安セクターの大型株を集中選択。

★「一般的なインデックスを基準とする投資」「テーマ株投資」「対象国・地域を絞った投資」といった従来からの手法とは異なる新しいグローバル投資手法で世界経済の成長を捉えることを目指します。

★日・米・欧各国の大型株の中から、ドイツ銀行グループが開発した独自の株式分析手法「クロッキーモデル」により、主として割安と判断されるセクターの中から30銘柄を機動的かつ集中的に選択し、値上がり益の獲得をねらいます。

クロッキー・グローバルセクター戦略のコンセプト

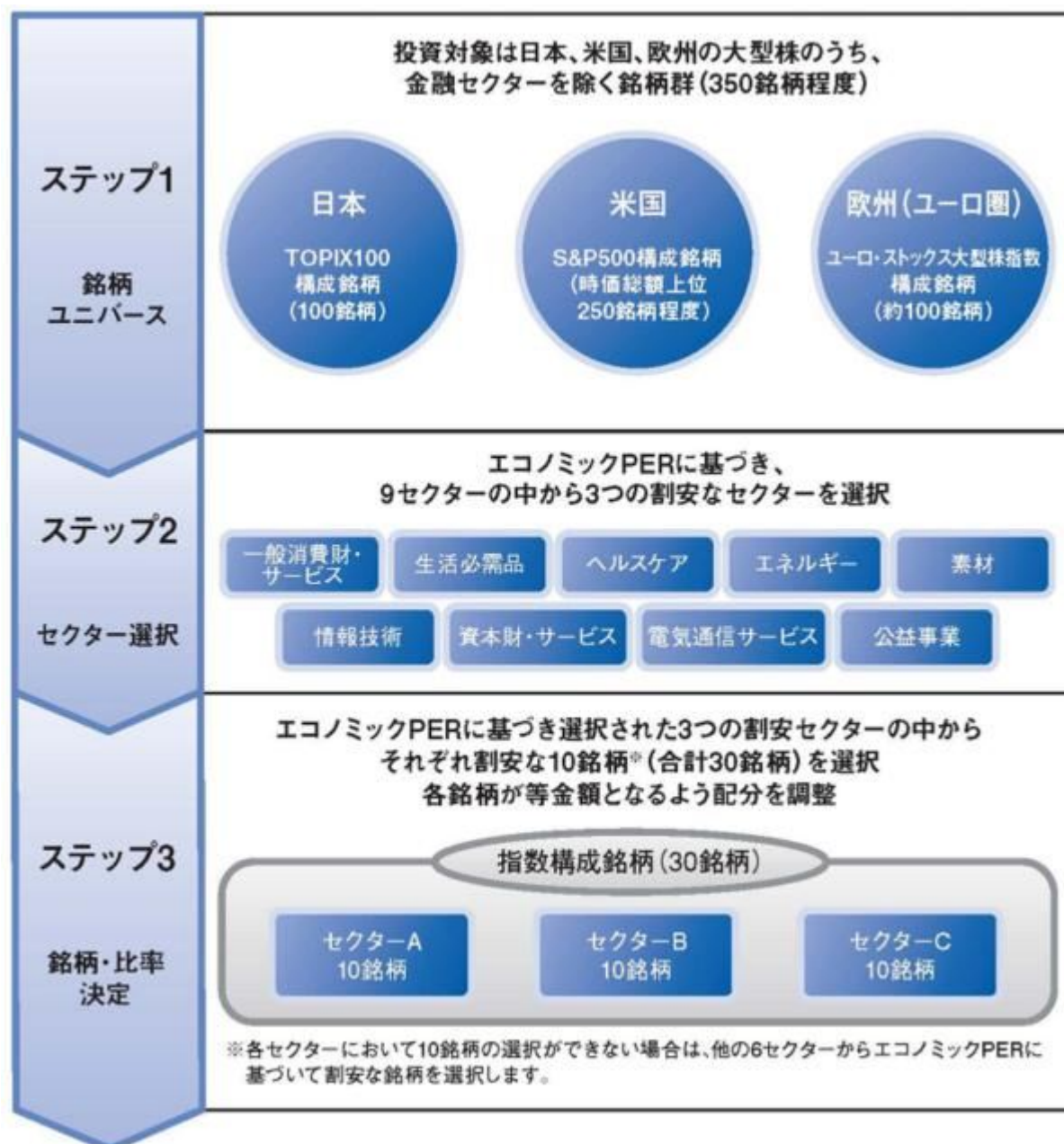
★国ごとの会計制度・税制の違い、セクターごとの財務特性の差異などから、株価収益率（P E R）[※]などの一般的な投資尺度では、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難です。

そこで、クロッキー・グローバルセクター戦略では、ドイツ銀行グループが独自に算出する「エコノミック P E R」という1つの投資尺度で、日・米・欧の様々な銘柄を国やセクターの違いというファクターを除いて比較し、割安なセクター・銘柄を機動的に選択することを目指しています。

「エコノミック P E R」とは、表面的な会計データを、より経済実態に近づけるよう、客観的なルールに基づいて調整を施すことにより、P E Rを、有効な投資尺度となるように改良を図ったものです。

$$\text{※株価収益率 (PER)} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益 (EPS)}}$$

クロッキー・グローバルセクター指数の構築プロセス



★原則として、毎月13日（当日がロンドンの銀行休業日の場合は翌営業日）にエコノミックPERに基づいて構成銘柄が選択され、その3営業日後の終値・為替水準を考慮し、各銘柄が等金額になるようにリバランスされます。銘柄に変更がない場合でも、等金額配分になるように毎月リバランスを行います。

★クロッキー・グローバルセクター指数の計算において、銘柄入替時の取引手数料などのコストは含まれません。

当ファンドとクロッキー・グローバルセクター指数（円換算後。以下同じ。）とのパフォーマンスかい離要因

《下方かい離要因》

- 当ファンドが投資するユーロ円債には年率0.85%の指数手数料が課されており、当該手数料に相当する分がクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方かい離要因となります。

- 当ファンドが支払う信託報酬や監査報酬などの費用は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方かい離要因となります。
- 投資対象とするユーロ円債の買い付け・売却に伴う約定執行時の売買手数料に相当する額は、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対する下方かい離要因となります。

《その他のかい離要因》

- 当ファンドはユーロ円債を高位に組み入れる運用を行いますが、信託報酬や収益分配金などの支払いに備えるなどの理由で余裕資金を保有しますので、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対するかい離要因となります。
- 当ファンドに対する追加設定のお申し込みに応じてユーロ円債の買い付けを行いますが、当該ユーロ円債を買い付けるまで一時的に実質的な組入比率の低下（希薄化）が発生し、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対するかい離要因となります。
- 当ファンドが投資するユーロ円債の最小額面は100万円です。このため、ファンド規模が小さくなった場合、精緻な組入比率の調整が困難となり、クロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスに対するかい離要因となります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

- 原則として、年2回（毎年6月、12月の各月10日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<参考>

以下は、ドイツ銀行AGロンドンが作成した、クロッキー・グローバルセクター指数についての定義書を転記したものです。文中にある「本書」とは当定義書を指します。

クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）について

用語の定義については、パート6に記載する。

パート1

概要

クロッキー・グローバルセクター指数（以下「対象指数」という。）は、選択対象ユニバースに組み入れられた各セクターから選択された30銘柄の収益率を反映することを目的とする。

選択対象ユニバースは、(1) Dow Jones EURO STOXX Large Index（以下「ユーロ・ストックス大型株指数」という。）の構成銘柄（Dow Jones STOXX Economic Sector Designation（以下「ダウジョーンズ・ストックス・エコノミック・セクター記号」という。）がFIN（すなわち金融）である発行会社の株式を除く。）、(2) 各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、S&P（R）500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、S&P（R）500指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および(3) TOPIX 100株価指数構成銘柄（東京証券取引所の業種区分により銀行、保険、証券・商品先物取引業およびその他金融業と明記されている銘柄を除く。）で構成されている。

選択対象ユニバースに組み入れるセクターは、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、情報技術、資本財・サービス、素材、電気通信サービス、公益事業およびエネルギーである。

30銘柄は、「対象指数構成銘柄選択過程（パート3に記載する。）」にしたがって選択される。選択過程の第一段階では、インデックス・スポンサーが、スタビライズド・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを特定する。第二段階では、それぞれのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の銘柄を選抜する。第一段階と第二段階で選抜された銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーは第三段階を適用して、対象指数構成銘柄数が30銘柄になるように残りのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

CROCI（クロッキー。投下資本に対する現金収益比率）は、セクターや市場ごとの株価収益率（またはPER）を比較するために、企業の財務諸表に細部に渡る調整を行う独自の株式分析手法である。クロッキーは、「経済的な実態にそった」PERをもとに、市場で最も割安な銘柄を見つけ出すことを目指す。

対象指数、スタビライズド・エコノミックPERおよびエコノミックPERの分析手法はドイツ銀行によって開発された。ドイツ銀行ロンドン支店の一部門であるクロッキー投資戦略&評価グループがスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERの分析と計算を行い、これが対象指数の基礎となる。

対象指数は、インデックス・スポンサーによって対象指数計算基準日に構成された。対象指数の詳細

（対象指数の現在の構成を含む。）については、「現在のウェイトと日次対象指数値（パート9に記載する。）」の項に記載する。インデックス・スポンサーが最初に構成をした以後、以下の「対象指数構成銘柄選択過程」に定める要領で、月に一度、各対象指数再構成日に対象指数の再構成が行われ、新しい対象指数構成銘柄が決定されている。対象指数を構成する銘柄は、以下の「その他の調整（パート7に記載する。）」に定める規定を前提として、「対象指数の計算（パート5に記載する。）」の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、対象指数再構成日ごとに均等のウェイトが設定される。

日次対象指数値は「対象指数の計算」および「市場混乱時における対象指数の計算（パート8に記載する。）」の項にしたがって、インデックス・スポンサーが取引所営業日ごとにそれぞれの対象指数構成銘柄の取引価格とウェイトを用いて計算する。対象指数はユーロ建てとする。

以下の「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限（パート4に記載する。）」の項にしたがって、本書に定める条件に基づいてインデックス・スポンサーが行った決定は、明らかな誤りがない限り、すべての関係者を拘束する。

対象指数はドイツ銀行独自の指数であり、既に「クロッキー・グローバルセクター指数（CROCI Sectors II Index）」を商標として登録する申請が行われている。事前にドイツ銀行の書面による許可を得ることなく、対象指数を使用したり、公表してはならない。

インデックス・スポンサーは、対象指数、選択対象ユニバースまたは選択対象ユニバースの構成銘柄と連動した取引または投資を実行し、または推進する義務はない。

パート2

リスク要因

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動するあらゆる投資商品またはファンドに関する投資決定をくだす前に、以下のリスク要因を含めて本書に記載するすべての情報を慎重に検討すべきである。以下のリスク要因はすべてを網羅したものではない。その他にも投資予定者が個々の事情に関連して、または原則として検討すべきリスクがある可能性がある。

総論

投資予定者は、リターンが対象指数のパフォーマンスと連動した投資を検討する際に、対象指数の水準は上がる場合もあれば下がる場合もあること、および将来において対象指数のパフォーマンスが過去のパフォーマンスを反映しない場合があることを認識しておくべきである。

対象指数と連動し、または関連した投資が、その時点における対象指数構成銘柄への投資と同一の結果をもたらすとは限らない。

調査

ドイツ銀行は、対象指数構成銘柄または選択対象ユニバースを構成するその他の銘柄ないし将来これに該当する銘柄について調査レポートを発行する権限を有する。これらのレポートは、本書に規定されたインデックス・スポンサーの義務から完全に独立しており、主として「展望」または「パフォーマンス」の観点から作成される。

インデックス・スポンサーの計算および判断

対象指数に関連するインデックス・スポンサーの計算および判断は、明白な誤りがない限り、すべての当事者を拘束する。いかなる者（インデックス等と連動した商品の所有者であるか否かを問わない。）もインデックス・スポンサーが対象指数に関連して行った計算または判断、あるいは計算または判断の懈怠について、インデックス・スポンサーを訴える権利を有しない（また提訴権を放棄することに合意する）。インデックス・スポンサーが対象指数および日次対象指数値を組成し計算する限り、インデックス・スポンサーは自らが自主的に検証していない、入手可能な公開情報に依拠して対象指数の計算および判断を行う。インデックス・スポンサーは、当該計算または判断において当該情報を利用することに起因するすべての損失および損害につき一切責任を負わないものとする。

クロッキー・バリュエーション

インデックス・スポンサーの調査グループである「評価グループ」が、選択対象ユニバースを構成する各銘柄ごとのスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを参照して、対象指数を構成する。これらの比率は、クロッキー投資戦略&評価グループによる特定の調査方法を利用して計算される。パート6に定める選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを決定するために利用される指標の定義は、クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を示しているが、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERの計算の根拠となる調査方法または算式を網羅するものと解釈されるべきではない。

CROCI、企業価値、投下資本およびインデックス・スタビリティ・ファクターの定義は、現在クロッキー投資戦略&評価グループが利用している分析手法を参照し、規定されている。インデックス・スポンサーは、改良または改正された財務分析手法または手段等を受けて、クロッキー投資戦略&評価グループがその裁量により当該分析手法を変更しないことを保証するものではなく、または意図するものではない。当該変更は対象指数および対象指数に関連して発行される有価証券の存続期間中に起こりうる。

各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、クロッキー投資戦略&評価グループが入手可能な公開情報を参照して計算するが、クロッキー投資戦略&評価グループの設定する前提に基づいて調整される。その後、かかる前提が不正確であると判明する可能性がある。

さらに、各スタビライズド・エコノミックPERと各エコノミックPERは、過去の情報に基づいて算出された推定値であり、将来の成果を保証するものではない。

インデックス・スポンサーは、（黙示または明示を問わず）

- (i) 適格銘柄または対象指数の実績、および、
- (ii) 対象指数の実績が選択対象ユニバースの実績に追従すること

を表明するものではない。

選択対象ユニバースおよびインデックスの計算の調整－分析手法の変更

投資者は、以下の「その他の調整」と題する項に定める規定に注意すべきである。インデックス・スポンサーが適当と考える場合、選択対象ユニバース指数が入れ替わり、他の判断または調整がなされ、対象指数または日次対象指数値を決定する方法が変更される可能性がある。

パート3

対象指数構成銘柄選択過程

インデックス・スポンサーは、各選択日において、以下の規定にしたがい、選択対象ユニバースから新しい対象指数構成銘柄を選択する。ただし、当該選択日または当該選択日以前に、選択対象ユニバース指数を構成する一つ以上の銘柄が、当該選択日の直後の選択日より前に選択対象ユニバースに含まれなくなると選択対象ユニバース指数のスポンサーが発表した場合、その銘柄は当該選択日の対象指数構成銘柄として適格でない。

各選択日における対象指数構成銘柄の選択過程は以下のとおりである。

- (i) 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のエコノミックPERは、以下のエコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- (ii) 選択対象ユニバースを構成する各銘柄のスタビライズド・エコノミックPERは、以下のスタビライズド・エコノミックPERの定義に定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- (iii) 各セクター（金融を除く。）ごとにセクター・エコノミックPER中央値を算定する。
- (iv) 各セクター（金融を除く。）ごとにスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が以下のスタビライズド・セクター・エコノミックPERの定義の定める基準に基づき、インデックス・スポンサーによって決定される。
- (v) スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターが、各選択日において、インデックス・スポンサーによって決定される。

いずれかのセクターのスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値がその他のセクターと同一の場合、当該選択日にスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターを決定するうえでは、合計市場時価総額が大きいセクターの方がスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が低いとみなす。

- (vi) 下の要領で、スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低い三つのセクターから合計して30の適格銘柄を選択する。
 - ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が最も低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。
 - ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が二番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。
 - ・スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値が三番目に低いセクターから選択したスタビライズド・エコノミックPERが最も低い10の適格銘柄を対象指数構成銘柄に選ぶ（ただし、かかる適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがスタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値よりも低いことを条件とする）。

当該選択日において、上記の規定にしたがって対象指数に含めることができる適格銘柄が30に満たない場合、インデックス・スポンサーはその他の6つのセクターからスタビライズド・エコノミックPERが最も低い銘柄を選ぶ。

いずれかの適格銘柄のスタビライズド・エコノミックPERがその他の適格銘柄と同一である場合、当該選択日に新しい対象指数構成銘柄を選択するうえで、最も大きい時価総額を持つ適格銘柄が最も小さいスタビライズド・エコノミックPERを持つものとみなされる。

上記規定にしたがって行われる対象指数の再構成は、以下の「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める要領で、当該対象指数再構成日の直後から有効となる。

疑義を避けるために付言すると、対象指数への採用後に選択対象ユニバース指数に含まれなくなった対象指数構成銘柄は、以下の「その他の調整」の項には服するが、次の対象指数再構成日まで対象指数にとどまることになる。

パート4

対象指数の構成制限

対象指数の構成を調整する場合は以下の基準にしたがう。

ドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者であることにより、またはドイツ銀行もしくはその関連会社が選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の保有者となったことにより、法律上または規制当局への報告義務もしくは開示義務が生じまたは税金が賦課されることとなった場合、インデックス・スポンサーは、その合理的な裁量により、かかる銘柄を選択対象ユニバース指数から除外し、ひいてはインデックス・スポンサーが適切とみなす限りにおいてかかる銘柄が対象指数に含まれることが適格ではないとみなすことができる。

インデックス・スポンサーは、上記の「対象指数構成銘柄選択過程」に基づいて行う対象指数の構成に対する変更が上記の制限に抵触するかどうかを決定する絶対的裁量権を持つものとし、かかる決定は最終のものであり、すべての当事者（対象指数等に連動した商品の保有者であるか否かを問わない。）に対して効力を有するものとする。対象指数の構成に対する変更がかかる制限に違反するとインデックス・スポンサーが決定した場合、かかる変更は行われぬ。

パート5

対象指数の計算

「日次対象指数値」とは、対象指数再構成日を除き、関係する取引所営業日における、(a)各対象指数構成銘柄のウェイト（以下に定義する。）と (b)各対象指数構成銘柄の終値の積の合計をいう。日次対象指数値は小数点第三位を四捨五入する。

日次対象指数値は、以下の「市場混乱時における対象指数の計算」に定める規定にしたがって、各取引所営業日において計算される。ただし、インデックス・スポンサーが、いずれかの対象指数構成銘柄に関して取引所営業日において終値が算定できず、かつ市場混乱事由（「市場混乱時における対象指数の計算」に定義する。）が発生していないと判断した場合、「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定にしたがって、当該取引所営業日の日次対象指数値は算定されないものとする。

計算式は以下のとおりである。

$$\text{日次対象指数値}_t = \sum_{i=1}^n W_{i,t} \times P_{i,t}$$

n = 対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の数

$W_{i,t}$ = t 日における対象指数構成銘柄 i のウェイト

$P_{i,t}$ = t 日における対象指数構成銘柄 i の終値

対象指数再構成日における対象指数の計算

インデックス・スポンサーは、前記「対象指数構成銘柄選択過程」および「対象指数の構成制限」に定める規定にしたがって、各対象指数再構成日に対象指数の再構成を行う。

対象指数再構成日に市場混乱事由が発生した場合、インデックス・スポンサーは、市場の実勢および当該対象指数構成銘柄の直近の利用可能な取引価格を参照して、市場混乱事由の影響を受けた対象指数構成銘柄の、当該対象指数再構成日の日次対象指数値もしくは取引価格を決定するのに適切とみなされる決定ないし修正を行うか、または当該日を対象指数再構成日とせずに、インデックス・スポンサーが選択するその他の日を対象指数再構成日とすることを決定することができる。

その時点で対象指数を構成する対象指数構成銘柄（以下「旧対象指数構成銘柄」という。）と対象指数再構成日の直後に入れ替わって、対象指数を構成する対象指数構成銘柄を、対象指数再構成日における対象指数の再構成を説明するうえで、「新対象指数構成銘柄」という。新対象指数構成銘柄は、

上記の要領で当該選択日において選択される。

対象指数再構成日の日次対象指数値は、当該対象指数再構成日における、(a)それぞれの旧対象指数構成銘柄のウェイトと (b)旧対象指数構成銘柄の終値の積の合計に等しい。

対象指数再構成日に旧対象指数構成銘柄と新対象指数構成銘柄の終値が発表された時点で、インデックス・スポンサーは対象指数を以下の要領で再構成する。

インデックス・スポンサーは、新対象指数構成銘柄のウェイトを、(i)対象指数再構成日の日次対象指数値を新対象指数構成銘柄の数で除したものと (ii)対象指数再構成日の新対象指数構成銘柄の終値との比率として計算する。

パート6

定義

「該当比率」

(i) 85パーセント、または、(ii) 100パーセントから、租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行もしくはその関連会社が有価証券の保有者である場合に配当を受け取る結果として、ドイツ銀行もしくはその関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金などを含む。）を考慮したうえで、インデックス・スポンサーが適宜決定した比率を差し引いた比率をいう。本書の日付の時点において、該当比率は85パーセントである。

「終値」

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および取引所営業日に関連して、（ただし、以下の「上場廃止、合併事由、国有化および倒産」の項にしたがう）当該取引所営業日における各銘柄の取引価格（以下に定義する。）をいい、関連取引所（以下に定義する。）で報告され、対象指数の通貨で表示され、対象指数の通貨で表示されていない場合は当該取引所営業日の為替レートを使って対象指数の通貨に換算するものとする。

「クロッキー」または「CROCI」

クロッキー投資戦略&評価グループが本書に記載するところにしたがって決定するのに必要な一定の時点および期間を対象に、選択対象ユニバースを構成する株式の発行者の資産に対するインフレ修正済みの経済的収益率を意味する。かかる各発行者に対して、経済的収益率は、会計上の利益（関連する会計報告書にしたがって決定される）とは異なり、発行者の税引後総利益の額が発行者の経済的資本総額の加重平均と等しくなるような割引率として与えられる。経済的資産の総額は、発行者の有形固定資産、ならびに通常は発行者の財務諸表の損益計算書において費用として計上されるがクロッキー投資戦略&評価グループが1年以上の耐用年数を有するとみなす宣伝費および研究・開発費、ならびにリース資産のような貸借対照表より除かれたその他の経済資産の価値である。

経済的資本総額の加重平均は、クロッキー投資戦略&評価グループが、会計上の耐用年数ではなく、発行者の資産の予想される経済的寿命に応じて算定する。

「クロッキー・データプール」

スタビライズド・エコノミックPERとエコノミックPERを算定するためにクロッキー投資戦略&評価グループが使用する金融情報をいい、以下から入手する。

(i) 選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者が発表した年次報告書

(ii) 発行者が発表した中間財務情報

(iii) インターナショナル・ブローカー・エスティメイト・システム(I/B/E/S)が提供した売上と収益に関するコンセンサス予想値

(iv)その他の公表された発行者に関する財務情報

「CROCIエコノミックPER」（本書では、「エコノミックPER」という。）

選択対象ユニバースを構成する銘柄および選択日に関連して、インデックス・スポンサーが当該選択日において算定した上記銘柄のエコノミックPERをいい、以下の計算方法によって計算される。

$$\text{エコノミックPER} = \frac{\text{企業価値(EV)}}{\text{純投下資本(NCI)}} \div \text{投下資本に対する現金収益比率(CROCI)}$$

(i)企業価値(EV)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の企業価値である。

(ii)純投下資本(NCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の純投下資本である。

(iii)投下資本に対する現金収益比率(CROCI)は、当該選択日における上記銘柄の連続する12ヵ月の投下資本に対する現金収益率である。

インデックス・スポンサーが選択日においてある銘柄のエコノミックPERを算定できない場合、当該選択日に関してかかる銘柄は対象指数に含めることができない。

「セクター・エコノミックPER中央値」

あるセクターおよびある選択日に関連して、当該セクターを構成する適格銘柄のエコノミックPERの中央値（メジアン）をいい、当該選択日にインデックス・スポンサーが算定する。

「クロッキー投資戦略&評価グループ」

インデックス・スポンサーのクロッキー投資戦略・評価グループをいう。

「当年度の投下資本に対する現金収益比率」（「当年度のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算したクロッキーをいう。

「当年度の負債」

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「当年度の純投下資本」（「当年度のNCI」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者および選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度に関して計算した純投下資本をいう。

「配当」

いずれかの対象指数構成銘柄の発行者が宣言した一株当たりの現金配当全額（発行者または発行者の代理人が配当に関する租税を理由とする源泉徴収または控除を行う前の支払金額（ただし、発行者の法域の法律に基づく税額控除は考慮しない。）とする。）をいい、インデックス・スポンサーの決定にしたがって、株主割当発行、株式配当またはその他の現金支出を伴わない配当もしくは権利を除く。配当には、インデックス・スポンサーの決定にしたがって、特別配当またはボーナス配当等の現金の分配を含む（ただし、かかる配当等の分配が関係する銘柄の配当付き最終取引価格の10パーセン

トを超えないことを条件とする）。

「適格銘柄」

ある選択日および選択対象ユニバース指数を構成する各株式に関連して（疑義を避けるために付言すると、既述した「対象指数の構成制限」の項に基づいて選択対象ユニバース指数から除外された株式が適格銘柄になることはできない。）当該選択日のエコノミックPERがゼロ以上の株式をいう。

「取引所」

対象指数構成銘柄について、当該構成銘柄が上場または取引されている主取引所、あるいは当該取引所を継承する取引所で、インデックス・スポンサーが決定する取引所をいう。

「為替レート」

ある日の対象指数構成銘柄の通貨に関連して、当該日の午後4時頃（ロンドン時間）（またはインデックス・スポンサーが決定した午後4時以降のできる限り早い時間）に測定した対象指数構成銘柄の通貨と対象指数の通貨との直物為替レートをいい、インデックス・スポンサーが適当と判断する情報源を参考にして決定する。為替レートは、対象指数の通貨の一単位を購入するために必要な対象指数構成銘柄の通貨の単位数（または端数）で表示する。

「対象指数計算基準日」

1996年2月1日をいう。

「構成制限」

既述した「対象指数の構成制限」をいう。

「対象指数構成銘柄」

後記「その他の調整」にしたがって、その時点で対象指数を構成する各株式をいう。

「対象指数構成銘柄の通貨」

選択対象ユニバースを構成する各株式に関連して、インデックス・スポンサーが決定した各株式の通貨をいう。

「対象指数の通貨」

ユーロをいう。

「対象指数再構成日」

ある選択日に関連して、当該選択日から3取引所営業日目をいう。

「インデックス・スポンサー」

ドイツ銀行AGロンドンまたは正式に任命されたインデックス・スポンサーの後任をいう。

「指数スタビリティ・ファクター」

- (i) 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄となっている銘柄の場合
ゼロ
- (ii) 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄でない株式の場合
0.10

「市場時価総額」

ある適格銘柄および取引所営業日に関して、当該取引所営業日においてかかる適格銘柄につき取引所によって報告された取引価格に当該適格銘柄の発行者の発行済普通株式総数を乗じた値を意味する。

「純投下資本」（”NCI”）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の発行者に関して、本書に記載するところにしたがう決定に必要な一定の時点および期間を対象にクロッキー投資戦略&評価グループによって決定された金額であり、有形固定資産、無形資産（研究開発費、リース資産および商標権など償却可能なその他無形資産を含む。）ならびに償却されない資金（運転資金純額を含む。）の総額から、減価償却累計額を控除したものに等しい。結果として生じる金額は、インフレについて修正され、かつ、各発行者の当該資産ベースを創造するために費やされたすべてのキャッシュのインフレ修正済純価額を表す。

「前年度の投下資本に対する現金収益比率」（「前年度のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算したクロッキー（または、CROCI）をいう。

「前年度の負債」

選択対象ユニバースを構成するある銘柄の発行者およびある選択日に関連して、発行者が負債として計上しているか否かを問わず、当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した発行者の負債および負債同等物（年金、引当金、前払金などの項目を含む。）の価値をいう。

「前年度の純投下資本」（「前年度のNCI」）

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、当該選択日の前月が終了した時点で当該選択日を含む暦年度の前年度に関して計算した純投下資本をいう。

「再投資配当」

配当に該当比率を乗じたものをいう。

「関連取引所」

対象指数構成銘柄に関連して、インデックス・スポンサーが決定する、かかる対象指数構成銘柄のオプション契約または先物契約が取引されている取引所、取引システムまたは相場システムを意味する。

「セクター」

選択対象ユニバースを構成するある株式の発行者およびある選択日に関連して、世界産業分類基準（GICS）に基づいてインデックス・スポンサーが決定したセクター分類をいう。世界産業分類基準は、一般消費財・サービス、生活必需品、ヘルスケア、資本財・サービス、金融、情報技術、素材、電気通信サービス、公益事業およびエネルギーの10のセクターで構成されている。上記の定義に関連して「金融」セクターは除く。

「セクター・スタビリティ・ファクター」

- (i) 当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に幾つかまたは全てが含まれている業種の場合
ゼロ

(ii)当該選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれていない業種の場合

0.1

「選択日」

- (i)指数計算基準日以降、2007年2月1日（を含む）の間は、各月の1日、または1日がロンドンの商業銀行および外国為替市場で支払決済業務が行われる日（以下「ロンドン営業日」という。）でない場合、翌ロンドン営業日をいう。
- (ii)2007年2月2日（を含む）以降は、各月の13日、または13日がロンドン営業日でない場合、翌ロンドン営業日（以下、「予定選択日」という）をいう。ただし、インデックス・スポンサーが、なんらかの理由で選択日が予定選択日でないと判断した場合、インデックス・スポンサーは独自の裁量をもって選択日を予定選択日の直前または直後のロンドン営業日とすることができる。

「選択対象ユニバース」

(1)ユーロ選択対象ユニバース指数の構成銘柄（ダウジョーンズ・ストックス・エコノミック・セクター記号）がFIN（すなわち金融）である発行者の株式を除く。）、(2)各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれない銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい251銘柄、また各選択日の直前の取引所営業日において、対象指数構成銘柄に含まれる銘柄に関しては、米国選択対象ユニバース指数に含まれる市場時価総額が最も大きい271銘柄（S&P GICSセクターコードが金融である発行者の株式を除く。）および(3)日本選択対象ユニバース指数の構成銘柄（東京証券取引所の業種区分が銀行、保険、証券、商品先物取引業およびその他の金融業である発行者の銘柄を除く。）をいう。

「選択対象ユニバース指数」

ユーロ・ストックス大型株指数（以下「ユーロ選択対象ユニバース指数」という。）、TOPIX 100株価指数（以下「日本選択対象ユニバース指数」という。）およびS&P 500（R）指数（以下「米国選択対象ユニバース指数」という。）をいう。

「スタビライズド・エコノミックPER」

当該選択日と選択対象ユニバースに関連して、(i)と(ii)の合計値により計算される。

(i)エコノミックPER

(ii)指数スタビリティ・ファクター

「スタビライズド・セクター・エコノミックPER中央値」

当該選択日とセクターに関連して、(iii)と(iv)の合計値により計算される。

(iii)エコノミックPER

(iv)セクター・スタビリティ・ファクター

「取引所営業日」

各取引所が取引を行う日（または市場混乱事由が発生していなければ各取引所が取引を行う日であった日）をいい、取引所の取引が平日の通常の終了時刻の前に終了する日を除く。

「取引価格」

各対象指数構成銘柄に関して、関連する対象指数構成銘柄の取引所に応じて異なるが、（以下の「その他の調整」の項の「上場廃止、合併事由、国有化および破産」に定める規定にしたがって）いずれ

かの取引所営業日に関連して、当該取引所営業日の取引終了時間に、関係する取引所の規則に基づいて決定した入札価格、入札終了価格、最終取引価格または出来高加重平均価格（VWAP）をいう。主取引所（本書の作成日の時点で選択対象ユニバース指数を構成する銘柄の主取引所およびそれぞれの取引価格、取引終了時間（以下「取引終了時間」という。））は以下のとおりである。

主取引所	取引終了時間・取引価格	主取引所	取引終了時間・取引価格
ユーロネクスト・ブリュッセル	17時30分CET 終値	イタリア証券取引所	17時40分CET 終値
ユーロネクスト・パリ	17時30分CET 終値	Sistema De Interconexion Bursatil Espanol (SIBE)	17時35分CET 終値
ユーロネクスト・アムステルダム	17時30分CET 終値	ウィーン証券取引所	17時30分CET 終値
ヘルシンキ証券取引所	17時00分CET 最終売買価格	Xetra Exchange Electronic Trading	17時30分CET 終値
ユーロネクスト・リスボン	17時30分CET 最終売買価格	アイルランド証券取引所	17時30分CET 終値
ロンドン証券取引所	16時30分GMT 終値	東京証券取引所	6時00分GMT 終値
大阪取引所	6時10分GMT 終値	ニューヨーク証券取引所	16時00分EST 終値
アメリカ証券取引所	16時00分EST 終値	ナスダック株式市場	16時00分EST 終値

主取引所が上記と異なる銘柄に関連し、その銘柄が将来のある時点で選択対象ユニバース指数または対象指数構成銘柄に組み入れられる場合には、インデックス・スポンサーは、妥当と判断した方法で当該銘柄の主取引所、取引価格および取引終了時刻を決定するものとする。

「連続する12ヵ月の投下資本に対する現金収益比率」（「連続する12ヵ月のCROCI」）

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関連して、以下の(a)(i)と(a)(ii)の積を(b)で除した値をいう。

- (a) (i) 選択日における当年度のCROCIに当暦年中完了した月数を乗じた値
- (ii) 前年度のCROCIに12ヵ月から(i)の月数を差し引いた月数を乗じた値
- (b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヵ月のCROCI} = \frac{(M_{CY} \times \text{CROCI}_{CY}) + (M_{PY} \times \text{CROCI}_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数

CROCI_{CY} = 当年度のCROCI

M_{PY} = 当年度の残りの月数

CROCI_{PY} = 前年度のCROCI

「連続する12ヵ月の企業価値」（「連続する12ヵ月のEV」）

選択対象ユニバースを構成する銘柄の各発行者および選択日に関して、以下の(1)から(4)を合計したものという。

(1)選択日が属する月に先行する暦月の各取引所営業日におけるかかる発行者の市場時価総額の
 平均値（以下「連続する1ヵ月の市場時価総額」という。）

(2)以下の(a)に(b)を乗じた値

(a)他の株式資本および資本同等物（発行者の市場時価総額には含まれない発行者のオプション、インザマネー転換証券など）（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）

(b)連続する1ヵ月の市場時価総額

(3)以下の(a)に(b)を乗じた値

(a)非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分の価値（分子として）を、市場時価総額（分母として）で割った値（いずれも前暦月の最終取引所営業日において計算される。）

(b)連続する1ヵ月の市場時価総額

(4)以下の(a)に(b)を加えた値

(a)かかる選択日における当年度の負債に当暦年中完了した月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値

(b)前年度の負債に12ヵ月から(a)で用いた月数を差し引いた月数を乗じた値（分子として）を、暦年の月数である12（分母として）で割った値

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヶ月のEV} = MC_T + \left(\frac{OE \times MC_T}{MC} \right) + \left(\frac{NE \times MC_T}{MC} \right) + \left(\frac{M_{CY} \times D_{CY}}{12} \right) + \left(\frac{M_{PY} \times D_{PY}}{12} \right)$$

D_{CY}	=	当年度の負債
D_{PY}	=	前年度の負債
MC	=	市場時価総額
OE	=	他の株式資本および資本同等物
NE	=	非連結保有株式、ジョイント・ベンチャーおよび少数株主持分
MC_T	=	過去一ヵ月の市場時価総額
M_{CY}	=	当年度中に経過し、完了した月数
M_{PY}	=	当年度の残りの月数

「連続する12ヵ月の純投下資本」（「連続する12ヵ月のNCI」）

選択対象ユニバースを構成する各銘柄および選択日に関して、以下の(a)(i)と(a)(ii)の合計値を(b)で割った値をいう。

(a) (i)かかる選択日における当年度の純投下資本に当暦年中完了した月数を乗じた値

(ii)前年度の純投下資本と12ヵ月から(i)の月数を差し引いた月数を乗じた値

(b) 暦年の月数である12

計算式としては以下のように表される。

$$\text{連続する12ヵ月のNCI} = \frac{(M_{CY} \times NCI_{CY}) + (M_{PY} \times NCI_{PY})}{12}$$

M_{CY} = 当年度中に経過し、完了した月数

NCI_{CY} = 当年度の純投下資本

M_{PY} = 当年度の残りの月数

NCI_{PY} = 前年度の純投下資本

「ウェイト」

ある取引所営業日におけるそれぞれの対象指数構成銘柄に関連して、当該取引所営業日に対象指数に含まれる対象指数構成銘柄の株数または端数をいう。

既述した算定を行う際に、対象指数を構成する株式の発行者の会計年度の期末が暦年度の最終日と一致しない場合、かかる会計年度が現行年度の6月30日までに終了する場合は前年度に係るものと見なし、前年度のクロッキー、前年度の負債および前年度の純投下資本の算定に織り込むものとする。一方、発行者の会計年度が現行年度の6月30日以降、12月31日までに終了する場合は現行年度に係るものと見なし、当年度のクロッキー、当年度の負債および当年度の純投下資本の算定に織り込むものとする。クロッキー・データプールの情報は当年度のクロッキー、当年度の負債、当年度の純投下資本、前年度のクロッキー、前年度の負債および前年度の純投下資本を算定する際に使用するものとする。

パート7

その他の調整

配当に関するウェイトの調整

対象指数構成銘柄または新対象指数構成銘柄（それぞれを「構成銘柄」という。）が配当落ちになった時点で、それぞれのウェイト（以下「銘柄ウェイト」という。）は以下の(i)と(ii)の積と等しくなるまで引き上げられる。

(i) 構成銘柄の配当付き最終銘柄ウェイト（すなわち配当付き最終日における構成銘柄の株数または端数）

(ii) 以下の(a)と(b)との比率

(a) 構成銘柄の配当付き最終取引価格（分子）

(b) 以下の(x)から(y)を差し引いた数字（分母）

(x) 構成銘柄の配当付き最終取引価格

(y) 構成銘柄の再投資配当

引き上げられた銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

計算式としては以下のとおりである。

$$W_{i,t} = \left[\frac{P_{i,t-1}}{(P_{i,t-1} - D_{i,t})} \right] \times W_{i,t-1}$$

$W_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの銘柄ウェイト

$P_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

$D_{i,t}$ = t日（配当落ち日）における構成銘柄iの再投資配当

$W_{i,t-1}$ = t-1日（配当付き最終日）における構成銘柄iの配当付き最終取引価格

潜在的調整事由

構成銘柄（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）の発行者が潜在的調整事由の発生条件を発表した後、インデックス・スポンサーは潜在的調整事由に構成銘柄の理論価値を希釈または濃縮する等の影響があるか否かを判断し、そのような影響がある場合、(1) 希釈、濃縮等の影響を考慮したうえで、インデックス・スポンサーが適当と判断する要領で構成銘柄の銘柄ウェイト（既述した「配当に関するウェイトの調整」に定義する。）および／または日次対象指数値を算定する計算式および／または本書に定めるその他の規定を調整し、(b) かかる調整の発効日を決定するものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連取引所が実施した潜在的調整事由に関する調整等を考慮することができる。

上記の調整による構成銘柄の銘柄ウェイトは小数点第七位を四捨五入して第六位まで求める。

上記の調整により、対象指数を構成する対象指数構成銘柄の総数が次の対象指数再構成日まで、30を上回り、または下回る場合がある。

「潜在的調整事由」

以下のいずれかをいう。

- (1) 構成銘柄の再分割、統合もしくは区分変更（合併事由に起因する場合を除く。）または無償増資、資本組み入れ等により既存の保有者に対する構成銘柄の無償交付または配当。
- (2) 構成銘柄の既存の保有者に対して(1)構成銘柄、(2)構成銘柄の配当および／または構成銘柄の発行者の清算収入を構成銘柄の保有者の間で平等にまたは比例配分して受け取る権利が付与されたその他の株式資本または有価証券、(3)「スピノフ」等の取引の結果として別の発行者の株式資本またはその他の有価証券、または(4)その他の種類の有価証券、権利、ワラント等の資産を分配し、発行し、または配当として支払うこと（いずれの場合もインデックス・スポンサーが算定した実勢市場価格を下回る（現金またはその他の対価の）支払いを引き換えとする）。
- (3) 特別配当またはボーナス配当等の現金の分配（ただし、かかる配当等の分配が構成銘柄の配当付き最終取引価格の10パーセントを超えないことを条件とする）。
- (4) 全額払込済みでない構成銘柄に関する発行者の払込請求。
- (5) 利益または資本を原資として、現金、有価証券等を対価とする発行者または発行者の関連会社による構成銘柄の買い戻し。
- (6) 構成銘柄の発行者に関して、敵対的買収を阻止するために、インデックス・スポンサーが決定した市場価格を下回る価格で優先株、ワラント、債券または新株引受権を分配する一定の事由の発生について定めた株主の権利に関する計画または取り決めに基づいて、発行者の普通株式または

資本金を構成するその他の株式から分配され、または分離された株主の権利が発生する事由。

(7)上記の(6)に定める株主権の買い戻し。

(8)構成銘柄の理論価値を希釈または濃縮する等の影響を及ぼすとインデックス・スポンサーが判断するその他の事由。

ただし、潜在的調整事由の希釈、濃縮等の影響を推定する際に、潜在的調整事由の評価額はインデックス・スポンサーが租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金（ドイツ銀行および／またはドイツ銀行の関連会社が構成銘柄の保有者である場合にドイツ銀行および／またはドイツ銀行の関連会社が負担し、または負担すると思われる租税、関税、源泉徴収、控除またはその他の料金などを含む。）を考慮したうえで妥当と判断する金額が調整されていると見なされるものとする。

上場廃止、合併事由、国有化および倒産

構成銘柄および／または構成銘柄の発行者に関連して合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産が起こった場合、インデックス・スポンサーは合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産を考慮したうえで、本書に定めるひとつ以上の規定に適当な調整を加えることを決定するとともに、かかる調整の発効日を定めるものとする。インデックス・スポンサーは適当な調整を決定する際に、関連取引所で売買されている構成銘柄の先物契約またはオプション契約に関して関連取引所が実施した合併事由、株式公開買い付け、上場廃止、国有化または倒産に関する調整等を考慮することができる。

構成銘柄または構成銘柄の発行者に関連して合併事由もしくは株式公開買い付けが起こり、または構成銘柄に関連して上場廃止もしくは国有化が起きた場合、インデックス・スポンサーは合併日または発効日（それぞれ「発効日」という。）および次の項に基づいて発効日における構成銘柄の取引価格を定めるものとする。

発効日における構成銘柄の取引価格は、インデックス・スポンサーの決定にしたがって、発効日における構成銘柄の関連取引所の最新の市場価格（発効日に市場価格が入手できない場合は、インデックス・スポンサーが適当と判断する発効日における関連取引所の最新の市場価格とする。）に等しいものとし、かかる取引価格を次の対象指数再構成日が終了するまで構成銘柄の取引価格とする。

ある構成銘柄の発行者に関連して破産が起こった場合、かかる構成銘柄は次の対象指数再構成日まで対象指数の一部である。関連取引所において、いずれかの取引所営業日の取引終了時間に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の市場価格はインデックス・スポンサーが決定した当該取引所営業日の取引価格とする。いずれかの取引所営業日に構成銘柄の市場価格が入手できない場合、構成銘柄の取引価格はゼロとする。

「上場廃止」

いずれかの構成銘柄に関連して、取引所の規則に基づいて構成銘柄が（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由で取引所への上場が廃止され、インデックス・スポンサーが受け入れ可能な取引所、取引システムまたは相場システムに直ちに再上場されないことを取引所が宣言することをいう。

「倒産」

構成銘柄の発行者に影響する任意または非任意の清算、破産、支払不能、解散または類似の手続きにより、(A)かかる発行者のすべての構成銘柄を受託者、清算人またはその他の同様の官吏に譲渡する義務を負うこと、または(B)かかる発行者の構成銘柄の保有者が構成銘柄の譲渡を法的に禁じられることをいう。

「合併日」

合併事由のクロージング日、また合併事由に適用される現地の法律にしたがってクロージング日を定めることができない場合はインデックス・スポンサーが決定したその他の日をいう。

「合併事由」

構成銘柄に関連して、(i)構成銘柄の変更または区分変更の結果、すべての発行済み構成銘柄を別の個人または法人に譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、(ii)発行者が別の法人と統合し、合併し、または拘束力のある株式交換を実施する場合（発行者が存続会社となる結果、発行済み構成銘柄の変更または区分変更を行わない統合、合併または拘束力のある株式交換を除く。）、(iii)上記以外にいずれかの個人または法人が発行者の発行済み構成銘柄の100パーセントを購入または取得する公開買付申し込み、交換申し込み、勧誘、提案等の結果、別の個人または法人にすべての発行済み構成銘柄（上記の個人または法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）を譲渡するか、または譲渡する撤回不能の確約を行う場合、または(iv)構成銘柄の発行者または発行者の子会社が別の法人と統合し、合併し、または拘束力のある株式交換を実施し、その際に発行者が存続会社となる結果、すべての発行済み構成銘柄の変更または区分変更は行わないが、結果的に上記事由が起きる直前に発行されている構成銘柄（上記の法人が所有し、または支配する構成銘柄を除く。）が合計して上記事由が起きた直後に発行されている構成銘柄の50パーセント以下になることをいう。

「国有化」

すべての構成銘柄または構成銘柄の発行者のすべての資産もしくは大部分の資産が国有化され、徴収され、またはその他の方法で政府機関もしくは政府機関の部局に譲渡する義務を負うことをいう。

「株式公開買い付け」

公開買付申し込み、交換申し込み、勧誘、提案等の結果、いずれかの個人または法人が転換等の手段によって、政府機関もしくは自主規制機関への届け出を行い、またはインデックス・スポンサーが関係すると判断するその他の情報を提出する際にインデックス・スポンサーが下した決定にしたがって、構成銘柄の発行者の発行済み議決権付き株式の10パーセント以上、100パーセント未満を購入し、取得し、もしくは保有することをいう。

選択対象ユニバース指数の調整

いずれかの時点で(i)選択対象ユニバース指数がなくなり、(ii)選択対象ユニバース指数のスポンサー（以下「ユニバース指数スポンサー」という。）が選択対象ユニバース指数の計算式もしくは計算方法等に重大な変更（構成銘柄および資本構成の変更など日常的な出来事が生じた際に選択対象ユニバース指数を維持するための方法として規定されている変更を除く。）を加え、(iii)ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバースの指数の計算および発表または、対象指数に関連する他の要因に関して、（インデックス・スポンサーの計算に関連する）明らかな誤りを犯し、または、(iv)ユニバース指数スポンサーが選択対象ユニバース指数の計算および／または指数の発表を止めた場合、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により、選択対象ユニバース指数に代わる承継ポートフォリオを選ぶものとする。インデックス・スポンサーが選択対象ユニバース指数に代わる合理的なポートフォリオがないと判断した場合（インデックス・スポンサーは合理的な裁量によりかかる判断を下す権利を有する。）、インデックス・スポンサーは合理的な裁量により適当な後継ポートフォリオがあると判断するまで、インデックス・スポンサーが適当と考える決定および／または調整を行うことができる。

対象指数の計算 - 分析手法の変更

インデックス・スポンサーによる本書に記載する分析手法の適用は終極的で、拘束力を有する。インデックス・スポンサーは現時点において、対象指数を構成し、日次対象指数値を計算するために既述した分析手法を使用しているが、インデックス・スポンサーが分析手法の修正または変更が必要と判断する市場、規制、司法、財務または税務状況が発生しないという保証はなく、かかる状況下においてインデックス・スポンサーは上記の修正または変更を実施する権利を有する。更に、インデックス・スポンサーは、明らかな誤りもしくは立証された誤りを修正し、または本書に定める瑕疵のある規定を是正もしくは補足するために必要または望ましいと判断する方法で、対象指数の条件および日次対象指数値の計算方法を修正することができる。インデックス・スポンサーに上記の修正または変更をいずれかの者に連絡する義務はない。インデックス・スポンサーは上記の修正または変更の結果として、既述した分析手法と矛盾することがないように相当の努力を尽くすものとする。

パート8

市場混乱時における対象指数の計算

「市場混乱事由」

以下の1から3のいずれかの場合を意味する。

1. 取引所営業日において、対象指数構成銘柄の取引終了時刻前30分間に、次の事由が発生もしくは存在していた場合、

A)取引の一時停止もしくは制限が下記について課せられた場合（取引所もしくは関連取引所が許容する制限幅を上回る価格変動を理由とする場合またはその他の理由による場合であるかを問わない。）

1.1.取引所全体における場合、

1.2.関連取引所における、対象指数もしくは対象指数構成銘柄に関するオプション契約もしくは先物契約における場合、または

1.3.対象指数構成銘柄が上場もしくは値付けされている取引所、取引システムまたは相場システム（インデックス・スポンサーが決定する。）における、当該対象指数構成銘柄の場合。

B)一般の市場参加者による、取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄に関する取引の実施もしくは時価の入手可能性、または関連取引所における対象指数もしくは当該対象指数構成銘柄のオプション契約もしくは先物契約の取引の実施もしくは時価の入手可能性が（インデックス・スポンサーの判断において）影響を受けもしくは妨げられた場合。

2. 取引所営業日に、取引所もしくは関連取引所が、予定終了時刻（以下に定義する。）より前に閉鎖された場合。

ただし、定刻より早い終了時刻が、当該取引所、場合により関連取引所により、(a)当該取引所営業日の当該取引所もしくは関連取引所の通常立会いの実際の終了時刻、またはこれより早い場合は、(b)当該取引所営業日の取引終了時刻に当該取引所もしくは関連取引所システムに注文を入力するための提示締切時刻（該当する場合）のいずれかの少なくとも1時間前に発表されていた場合はこの限りではない。「予定終了時刻」とは、閉鎖後取引や通常の立会時間を越えた取引を考慮に入れないで、当該取引所もしくは関連取引所の予定されている週日の終了時刻をいう。

3. 対象指数構成銘柄にかかる取引所の所在国における銀行業務全般の一時停止が宣言された場合。

ただし、上記のいずれかの事由が重大であるとインデックス・スポンサーが判断した場合に限るものとする。インデックス・スポンサーは、上記のいずれかが重大であるか否か、また何をもって重大とするかの判断においてその合理的な裁量において、適切とみなす状況を考慮に入れることができる。

市場混乱事由が発生した場合、日次対象指数値は（「対象指数再構成日における対象指数の計算」に定める規定にしたがって）計算されないものとする。ただし、市場混乱事由が8取引所営業日継続した場合、インデックス・スポンサーがその時点の市場環境、各構成銘柄の最後の取引価格およびインデックス・スポンサーが日次対象指数値の計算に関連すると考えるその他の条件を考慮して日次対象指数値を計算するものとする。

パート9

現在のウェイトと日次対象指数値

2014年12月30日現在の日次対象指数値は22,252.12である。

対象指数は1996年2月1日から2005年3月30日（を含む）まで一定の前提に基づいて遡及的に計算されている。

2014年12月30日現在の対象指数構成銘柄と各銘柄のウェイトは以下のとおりである。

銘 柄	ウェイト	国
日揮	41.829468	日本
富士通	162.753008	日本
京セラ	18.893641	日本
キヤノン	27.550719	日本
伊藤忠商事	86.306589	日本
丸紅	154.195866	日本
三井物産	70.041338	日本
東海旅客鉄道	6.023635	日本
エアバス・グループ	17.190913	フランス
シスコシステムズ	31.950668	米国
エマソン・エレクトリック	14.248967	米国
EOGリソース	9.555824	米国
ハリバートン	22.519397	米国
ヘス	12.522126	米国
IBM	5.602714	米国
インテル	23.863748	米国
マラソン・ペトロリアム	10.51334	米国
ナショナル・オイルウエル・パーコ	13.5351	米国
オラクル	19.480396	米国
オキシデンタル・ペトロリアム	11.158721	米国
パーカー・ハネフィン	6.974311	米国
フィリップス66	12.797855	米国
クアルコム	12.042475	米国
レイセオン	8.333515	米国
ライアンエア・ホールディングス	74.871443	アイルランド
シュルンベルジェ	10.488377	米国
シーゲイト・テクノロジー	13.066646	米国
テナリス	58.301434	ルクセンブルグ

バレロ・エナジー	18.768557	米国
ウェスタン・デジタル	7.88627	米国

対象指数に関する追加情報

上記のすべての計算は一般市民が利用可能な様々な情報源から入手した情報に基づく。インデックス・スポンサーはかかる情報源に依存しており、かかる情報源から入手した情報を独自に検証したことはない。

インデックス・スポンサーは関連会社を通じてインターネットサイトを設けており、www.db-xm.comのアドレスで対象指数に関する追加情報を入手することができる。対象指数の計算および対象指数の構成変更に関する情報は直ちに掲載され、書面でインデックス・スポンサーに請求すれば入手することができる。

ストックス・リミテッド（以下「ストックス」という。）およびダウジョーンズ・アンド・カンパニー・インク（以下「ダウジョーンズ」という。）は、ライセンス契約に関する以外にドイツ銀行またはインデックス・スポンサーとの関係はない。

ストックスおよびダウジョーンズは

- ・対象指数または対象指数に関連する商品を主催し、保証し、または販売していない。
- ・いずれの者にも対象指数または対象指数に関連する商品もしくはその他の有価証券への投資を推奨していない。
- ・対象指数または対象指数に関連する商品のタイミング、金額または価格設定に関して一切責任を負わず、上記に関して如何なる決定も行わない。
- ・対象指数または対象指数に関連する商品の運営、管理またはマーケティングに関して一切責任を負わない。
- ・ストックスの関連指数を決定し、構成し、もしくは計算する際に対象指数もしくは対象指数に関連する商品に対する所有者のニーズを考慮する義務はない。

ストックスおよびダウジョーンズは対象指数または対象指数に関連する商品に関して一切責任を負わない。特に、

- ・ストックスおよびダウジョーンズは下記に関して明示または黙示の保証を行わず、またすべての保証を排除する。
- ・対象指数もしくは対象指数に関連する商品に投資する成果、対象指数もしくは対象指数に関連する商品の所有者の成果、またはストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの使用に関連してその他の者が得た結果
- ・ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの正確性または十分性
- ・ストックスの関連指数およびストックスの関連指数に含まれるデータの商品性および特定目的適合性
- ・ストックスおよびダウジョーンズはストックスの関連指数またはストックスの関連指数に含まれるデータの誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。
- ・ストックスおよびダウジョーンズは、逸失利益、間接損害、懲罰的損害、特別損害または派生的損害に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

S&P 500 (R) はマグロウヒル・インクの商標であり、ドイツ銀行（以下「ライセンシー」という。）が使用するためにライセンスが許諾されている。マグロウヒル・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）は上記指数を主催し、保証し、販売しておらず、S&Pは有価証券全体もしくは特に上記指数に投資する妥当性または全体の証券市場のパフォーマンスを追跡する指数の能力に関して、上記指数の所有者または一般市民に対して明示または黙示の表明または保証を行っていない。S&Pとライセンシーとの唯一の関係はS&Pの商標もしくは商号またはライセンシーおよび上記指数に関係なくS&Pが決定し、構成し、計算した指数の商標もしくは商号のライセン

ス許諾である。S&Pは指数を決定し、構成し、または計算する際にライセンシーまたは上記指数の所有者のニーズを考慮する義務はない。S&Pは上記指数を発行する時期、価格もしくは数量または上記指数を現金に換算する計算もしくは数式に関して一切責任を負わず、かかる数量等の決定に関与しない。更に、S&Pは上記指数の管理、取引またはマーケティングに関して一切責任を負わない。

S&Pは上記指数または上記指数に含まれるデータの正確性および／または十分性を保証しない。S&Pは上記指数の誤り、脱漏または中断に関して責任を負わない。S&Pはライセンスもしくは上記指数の所有者が得た成果または上記指数もしくは上記指数に含まれるデータを使用してその他の者が得た結果に関して、明示または黙示の保証を行わず、S&P 500指数またはS&P 500指数に含まれるデータの商品性、特定目的適合性または使用に関するすべての保証を排除する。上記規定の一般論を制限することなく、S&Pは特別損害、懲罰的損害、間接損害または派生的損害（逸失利益を含む。）に関して、たとえかかる損害が発生する恐れがあることを知っていた場合でも、一切責任を負わない。

「TOPIX 100」の著作権ならびに「TOPIX Core100」および「TOPIX 100株価指数」に係るその他の知的財産権は東京証券取引所だけに帰属する。東京証券取引所は東証指数に係る商品を主催し、保証し、または販売しておらず、東証指数の使用または特定の日における東証指数の数字等に関して明示または黙示の表明または保証を行わない。東証指数は東京証券取引所が独自にまとめ、計算したものだが、東京証券取引所は東証指数に含まれる誤りに関して、いずれの者に対しても責任を負わず、いずれの者（東証指数に係る商品の買い手または売り手を含む。）にもかかる誤りを通知する義務はない。

東京証券取引所は東証指数の計算に使用する分析手法の修正または変更に関して如何なる保証も行わない。東京証券取引所に東証指数の計算、発表および伝達を継続する義務はない。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

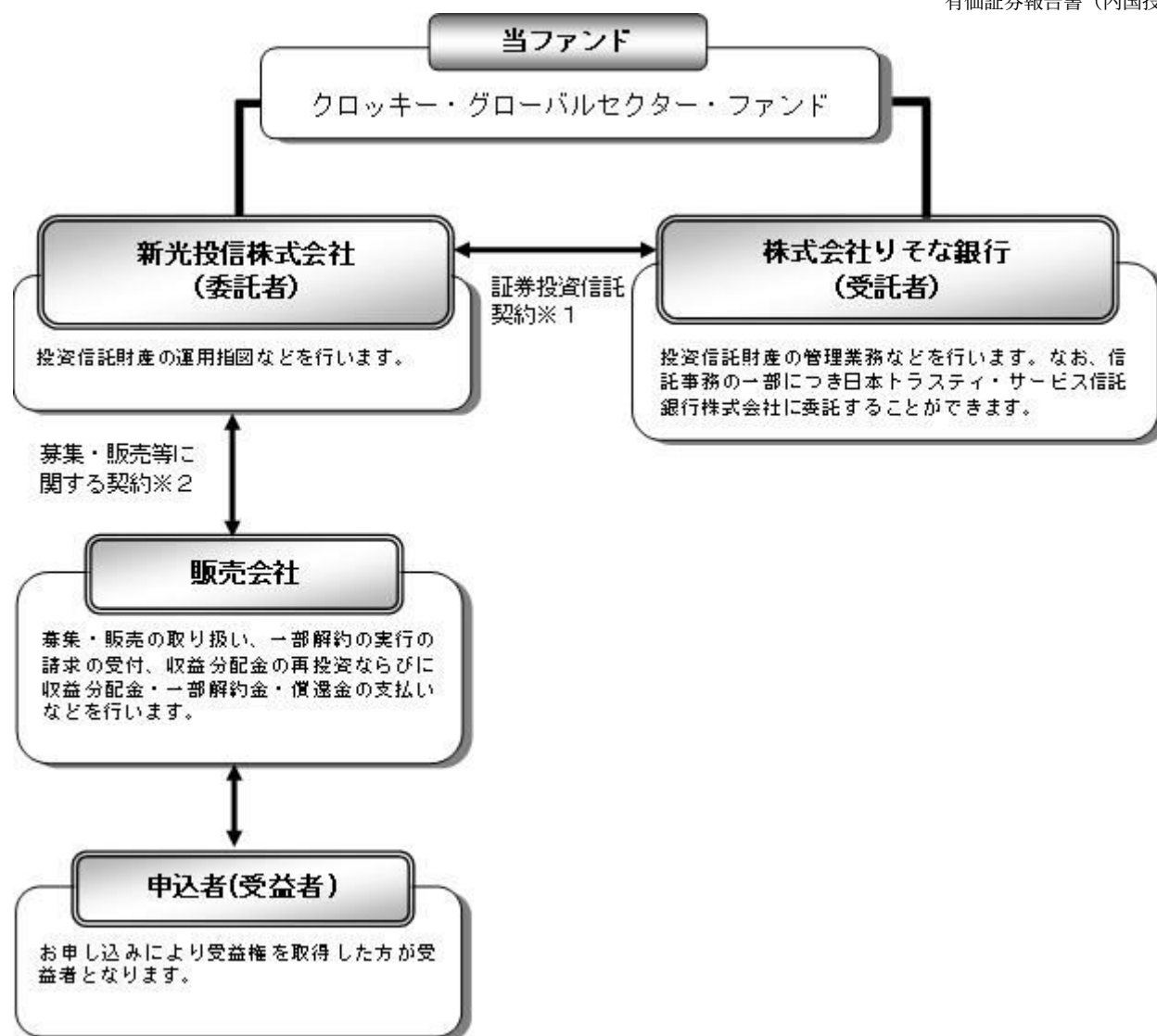
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年6月1日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成19年6月29日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成26年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可

平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
 (ハ) 大株主の状況

(平成26年12月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、主としてCROCI Sectors II Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、円換算したCROCI Sectors II Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主としてドイツ銀行AGロンドン支店が発行するCROCI Sectors II Indexの変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債に投資し、当該債券を高位に組み入れることにより、円換算したCROCI Sectors II Indexの動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
- ② 当該債券は償還時まで保有することを基本としますが、当該債券の発行体の信用力が著しく低下した場合または発行体が債務不履行となった場合等には、委託者の判断により保有債券をすべて売却することがあります。その場合、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ

れ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b. 運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」と

います。）を行うことの指図をすることができます。

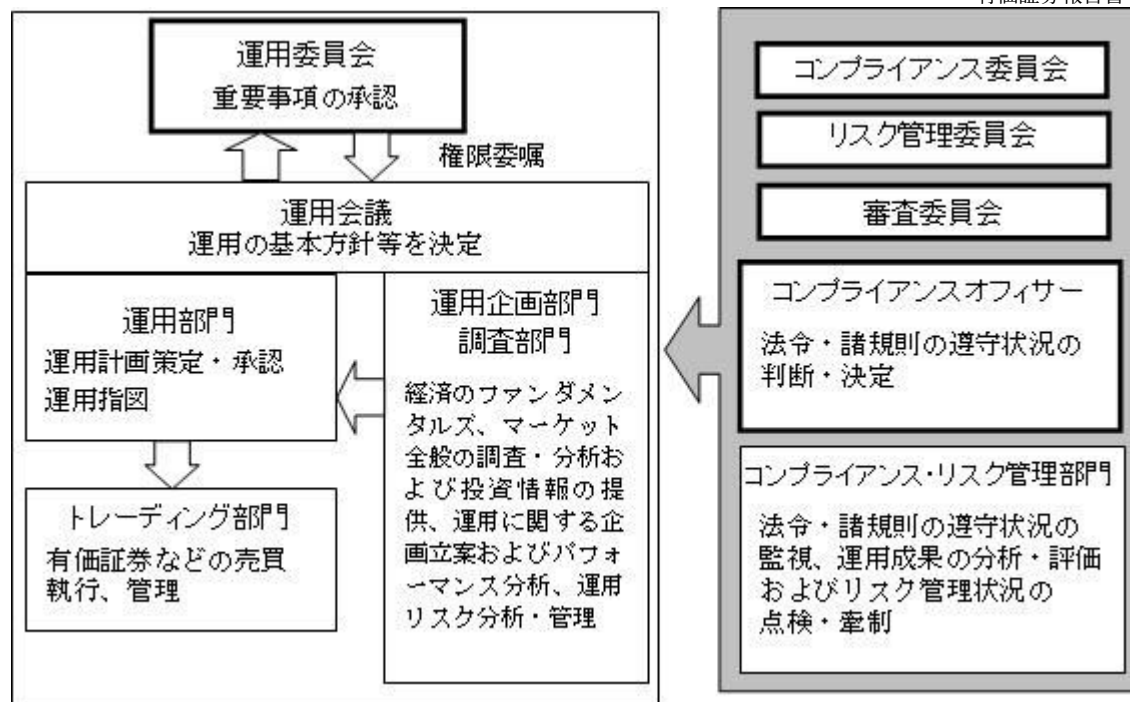
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



※上記運用体制は、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を

設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は年２回、原則として、６月、１２月の各月１０日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - １．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ２．分配金額は、委託者が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - １．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日まで、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の２０を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の１０を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の１００分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価

総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f. 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。

- (ロ) 上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当

該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

m. 資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

n. 受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者

における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

o. デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、クロッキー・グローバルセクター指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのユーロ円債への投資を通じて同指数の動きを概ね捉える運用を行います。このため当ファンドには以下のようなリスクがあり、基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債は特定の株価指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みを有しており、当該債券価格は株式相場の変動による影響を受けます。したがって、株式相場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. セクターと銘柄の集中投資リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数は、限られたセクターによって構成されるとともに、構成銘柄数も比較的少数です。したがって、特定のセクターあるいは特定の銘柄の価格下落によって、当ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

c. 為替変動リスク

当ファンドが投資対象とするユーロ円債が参照する株価指数の構成銘柄には外国の株式も含まれており、為替相場の変動の影響を受けます。たとえば、外国株式が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国株式の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。当ファンドは、ドイツ銀行AGロンドンが発行するユーロ円債を高位に組み入れる運用を行いますので、ドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下し

た場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が下落する可能性があります。

e. 流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが投資対象とするユーロ円債は、当該債券の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照する株価指数の構成銘柄の取引停止や、当該債券の発行体であるドイツ銀行AGロンドンの信用力が著しく低下した場合などには、当該債券の流動性が著しく低下する可能性があります。これらの影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があるため、結果として、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

g. クロッキー・グローバルセクター指数に関するリスク

クロッキー・グローバルセクター指数は月次で構成銘柄の入れ替えを行うため、その価格変動特性は大きく変化する可能性があり、当ファンドの基準価額の変動特性にも影響を及ぼすことがあります。また、将来、クロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されなくなる可能性もあり、その場合には、当ファンドの目標とする商品性とは異なる収益・損失が発生することがあります。また、何らかの要因によりクロッキー・グローバルセクター指数が算出・公表されない状況となった場合、投資対象とするユーロ円債の計算代理人により適切と判断される値をもってクロッキー・グローバルセクター指数を代替することがあります。

h. 基準価額とクロッキー・グローバルセクター指数のかい離に関するリスク

当ファンドはクロッキー・グローバルセクター指数の円換算後の動きを概ね捉える投資成果を目指す運用を行います。指数手数料、ファンド費用、売買執行コスト、余裕資金、希薄化（実質的な組入比率の低下）、債券の売買単位などの要因により、当ファンドの基準価額の動きとクロッキー・グローバルセクター指数の動きとの間にはかい離が生じる場合があります。その結果、当ファンドの投資成果はクロッキー・グローバルセクター指数のパフォーマンスを下回る場合があります。

i. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ヘ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地

変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

- (ト) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

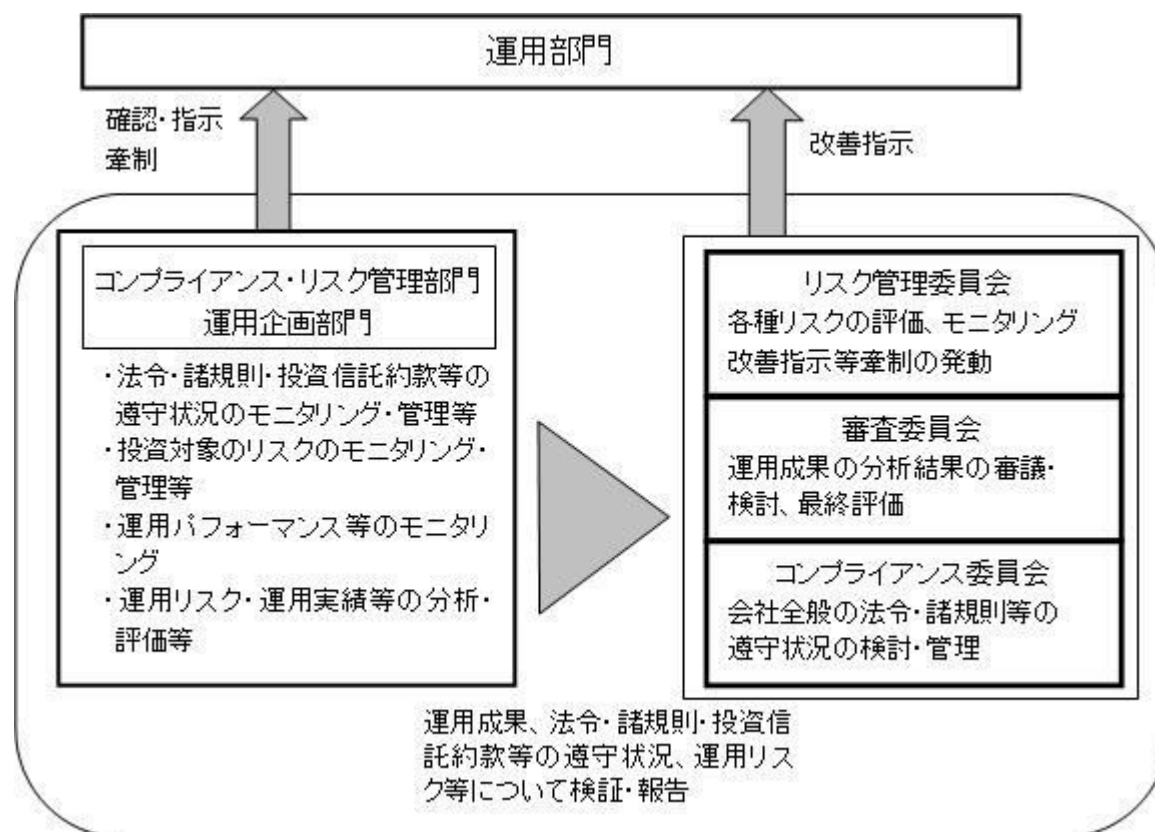
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



※上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

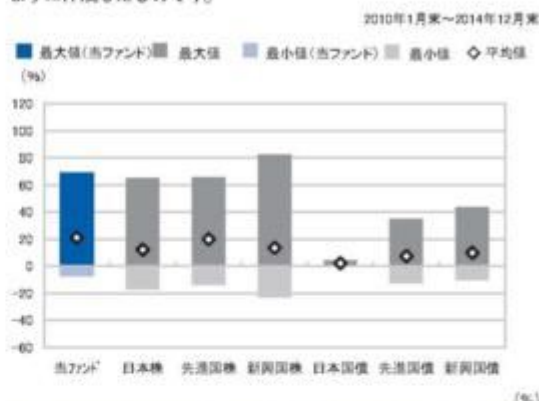
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2010年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
 ※年間騰落率は、2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	69.1	65.0	65.7	82.4	4.5	34.9	43.7
最小値	△6.8	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	21.2	12.3	20.2	13.7	2.3	7.5	10.0

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NCMURA-BPI国債
 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の利益について、当社の責任を負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NCMURA-BPI国債

NCMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建て外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NCMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganは其の完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（2）【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率0.972%（税抜0.9%）を乗じて得た額とします。

なお、投資対象であるユーロ円債には、指数を算出し提供する対価として年率0.85%の指数手数料がかかります。

上記指数手数料を含めた信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に対して最大で年率1.822%（税抜1.75%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分＞

委託者	年率0.35%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の算出などの対価
販売会社	年率0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、分配金・償還金・換金代金支払などの事務手続きなどの対価
受託者	年率0.05%（税抜）	運用財産の管理、委託者からの指図の実行などの対価

（４）【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

b. 証券取引に伴う手数料・税金等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

c. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳

しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5） 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ドイツ	4,290,888,000	99.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	37,199,522	0.85
純資産総額		4,328,087,522	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

（平成26年12月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	社債券	ドイツ銀行ク ロッキーセク ターIIイン デックス連動 債Y	1,680,000,000	245.70	4,127,760,000	255.4100	4,290,888,000	0.0000	2017.06.07	99.14

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

（平成26年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
社債券	99.14
合計	99.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間末	(平成19年12月10日)	40,810,385,115	40,810,385,115	0.9226	0.9226
第2計算期間末	(平成20年 6月10日)	23,391,127,139	23,391,127,139	0.8444	0.8444
第3計算期間末	(平成20年12月10日)	9,492,431,885	9,492,431,885	0.4728	0.4728
第4計算期間末	(平成21年 6月10日)	10,130,184,893	10,130,184,893	0.6274	0.6274
第5計算期間末	(平成21年12月10日)	8,572,333,208	8,572,333,208	0.6739	0.6739
第6計算期間末	(平成22年 6月10日)	6,921,064,938	6,921,064,938	0.6478	0.6478
第7計算期間末	(平成22年12月10日)	6,638,207,797	6,638,207,797	0.7186	0.7186
第8計算期間末	(平成23年 6月10日)	6,096,230,358	6,096,230,358	0.7449	0.7449
第9計算期間末	(平成23年12月12日)	5,149,189,648	5,149,189,648	0.7204	0.7204
第10計算期間末	(平成24年 6月11日)	4,228,609,854	4,228,609,854	0.7172	0.7172
第11計算期間末	(平成24年12月10日)	4,336,096,368	4,336,096,368	0.8132	0.8132
第12計算期間末	(平成25年 6月10日)	4,273,116,673	4,680,148,571	1.0498	1.1498
第13計算期間末	(平成25年12月10日)	4,445,280,083	4,482,307,113	1.2005	1.2105
第14計算期間末	(平成26年 6月10日)	4,314,659,272	4,348,161,746	1.2879	1.2979
第15計算期間末	(平成26年12月10日)	4,181,173,275	4,209,748,660	1.4632	1.4732
	平成25年12月末日	4,410,787,629	—	1.2251	—
	平成26年 1月末日	4,258,195,991	—	1.1738	—
	2月末日	4,306,128,150	—	1.1937	—
	3月末日	4,338,569,562	—	1.2215	—
	4月末日	4,212,831,628	—	1.2350	—
	5月末日	4,232,763,066	—	1.2609	—
	6月末日	4,310,809,006	—	1.3044	—
	7月末日	4,343,520,897	—	1.3242	—
	8月末日	4,353,141,255	—	1.3556	—
	9月末日	4,386,846,549	—	1.4050	—
	10月末日	4,157,226,132	—	1.3569	—
	11月末日	4,339,515,608	—	1.5049	—
	12月末日	4,328,087,522	—	1.5203	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成19年 6月29日～平成19年12月10日	0.0000
第2計算期間	平成19年12月11日～平成20年 6月10日	0.0000
第3計算期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	0.0000
第4計算期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	0.0000
第5計算期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	0.0000
第6計算期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	0.0000
第7計算期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	0.0000
第8計算期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	0.0000
第9計算期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	0.0000

第10計算期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	0.0000
第11計算期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	0.0000
第12計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	0.1000
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	0.0100
第14計算期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	0.0100
第15計算期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	0.0100

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	平成19年 6月29日～平成19年12月10日	△7.7
第2計算期間	平成19年12月11日～平成20年 6月10日	△8.5
第3計算期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	△44.0
第4計算期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	32.7
第5計算期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	7.4
第6計算期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	△3.9
第7計算期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	10.9
第8計算期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	3.7
第9計算期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	△3.3
第10計算期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	△0.4
第11計算期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	13.4
第12計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	41.4
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	15.3
第14計算期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	8.1
第15計算期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	14.4

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	平成19年 6月29日～平成19年12月10日	45,992,714,329	1,757,360,226
第2計算期間	平成19年12月11日～平成20年 6月10日	582,741,640	17,117,025,800
第3計算期間	平成20年 6月11日～平成20年12月10日	52,075,986	7,677,537,147
第4計算期間	平成20年12月11日～平成21年 6月10日	873,699,495	4,802,708,767
第5計算期間	平成21年 6月11日～平成21年12月10日	17,500,985	3,444,511,602
第6計算期間	平成21年12月11日～平成22年 6月10日	5,575,364	2,041,611,534
第7計算期間	平成22年 6月11日～平成22年12月10日	0	1,446,368,840
第8計算期間	平成22年12月11日～平成23年 6月10日	129,010,084	1,182,665,079
第9計算期間	平成23年 6月11日～平成23年12月12日	10,333,099	1,046,518,335
第10計算期間	平成23年12月13日～平成24年 6月11日	1,289,625	1,252,852,321
第11計算期間	平成24年 6月12日～平成24年12月10日	267,567	563,697,615

第12計算期間	平成24年12月11日～平成25年 6月10日	31,488,739	1,293,520,663
第13計算期間	平成25年 6月11日～平成25年12月10日	63,649,501	431,265,396
第14計算期間	平成25年12月11日～平成26年 6月10日	73,157,029	425,612,700
第15計算期間	平成26年 6月11日～平成26年12月10日	49,822,984	542,531,849

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

クロッキー・グローバルセクター・ファンド

2014年12月30日 現在

<基準価額・純資産の推移> (2007年6月29日～2014年12月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものです。
 ※ベンチマークは円換算したクロッキー・グローバルセクター指数です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2014年12月	100円
2014年6月	100円
2013年12月	100円
2013年6月	1,000円
2012年12月	0円
設定来累計	1,300円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

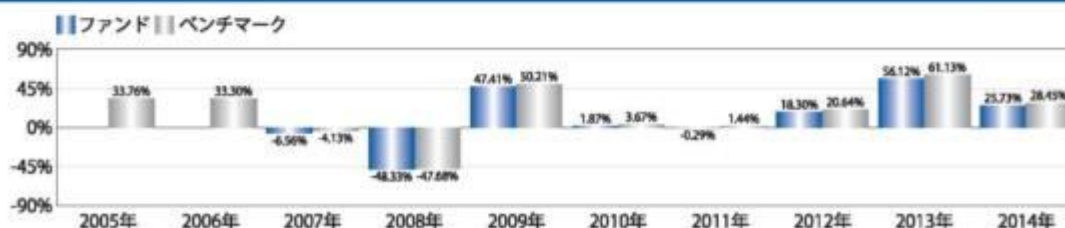
<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
ドイツ銀行クロッキーセクターIIインデックス連動債Y	ドイツ	社債券	99.14%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※ベンチマークは円換算したクロッキー・グローバルセクター指数です。
 ※当ファンドの設定前年までについては、ベンチマークの収益率のみ記載しています。
 ※2007年については、当ファンド・ベンチマークともに、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

11

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して3営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「クロッキー・グローバルセクター・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお申込日当日の翌営業日が次のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して3営業日目の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、申込日当日の翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日

フランクフルト証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

（ト）委託者は、一部解約にかかる保有債券の売却の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
------	------

公社債等	原則として基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算して評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成29年６月12日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年６月11日から12月10日、12月11日から翌年６月10日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、信託終了前に、別に定める運用の基本方針にしたがい、委託者の判断により保有債券をすべて売却した場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ハ）委託者は、上記（イ）（ロ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ニ) 上記（イ）の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ホ) 上記（ニ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（イ）の投資信託契約の解約をしません。
- (ヘ) 委託者は、上記（ホ）の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト) 上記（ニ）から（ヘ）までの規定は、上記（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、または、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ニ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (チ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (リ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約（上記 a.（ロ）の場合を除きます。）または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求の受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成26年6月11日から平成26年12月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 平成26年 6月10日現在	第15期 平成26年12月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	123,331,412	142,273,971
社債券	4,250,242,000	4,127,760,000
未収利息	128	143
その他未収収益	-	1,165,282
流動資産合計	4,373,573,540	4,271,199,396
資産合計	4,373,573,540	4,271,199,396
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,502,474	28,575,385
未払解約金	4,916,480	40,404,039
未払受託者報酬	1,133,137	1,163,088
未払委託者報酬	19,263,254	19,772,475
その他未払費用	98,923	111,134
流動負債合計	58,914,268	90,026,121
負債合計	58,914,268	90,026,121
純資産の部		
元本等		
元本	3,350,247,418	2,857,538,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	964,411,854	1,323,634,722
（分配準備積立金）	1,078,430,308	1,403,453,304
元本等合計	4,314,659,272	4,181,173,275
純資産合計	4,314,659,272	4,181,173,275
負債純資産合計	4,373,573,540	4,271,199,396

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	第15期 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
営業収益		
受取利息	15,665	15,950
有価証券売買等損益	347,255,000	600,831,000
その他収益	945,126	1,165,282
営業収益合計	348,215,791	602,012,232
営業費用		
受託者報酬	1,133,137	1,163,088
委託者報酬	19,263,254	19,772,475
その他費用	98,923	111,134
営業費用合計	20,495,314	21,046,697
営業利益	327,720,477	580,965,535
経常利益	327,720,477	580,965,535
当期純利益	327,720,477	580,965,535
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,842,101	54,444,114
期首剰余金又は期首欠損金（△）	742,576,994	964,411,854
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,817,706	17,701,193
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,817,706	17,701,193
剰余金減少額又は欠損金増加額	85,358,748	156,424,361
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,358,748	156,424,361
分配金	33,502,474	28,575,385
期末剰余金又は期末欠損金（△）	964,411,854	1,323,634,722

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第15期 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第14期 平成26年 6月10日現在	第15期 平成26年12月10日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 3,350,247,418口	1. 計算期間末日における受益権の総数 2,857,538,553口
2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2879円 (1万口当たり純資産額) (12,879円)	2. 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4632円 (1万口当たり純資産額) (14,632円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第14期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	第15期 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（896,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（324,981,552円）、信託約款に定める収益調整金（21,338,380円）及び分配準備積立金（786,054,406円）より分配対象収益は1,133,271,162円（1万口当たり3,382.64円）であり、うち33,502,474円（1万口当たり100円）を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,079,856円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（525,441,565円）、信託約款に定める収益調整金（32,523,698円）及び分配準備積立金（905,507,268円）より分配対象収益は1,464,552,387円（1万口当たり5,125.21円）であり、うち28,575,385円（1万口当たり100円）を分配しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	第15期 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
----	--	--

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第14期 平成26年 6月10日現在	第15期 平成26年12月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法

社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

	第14期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6月10日	第15期 自 平成26年 6月11日 至 平成26年12月10日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第14期 平成26年 6月10日現在	第15期 平成26年12月10日現在
期首元本額	3,702,703,089円	3,350,247,418円
期中追加設定元本額	73,157,029円	49,822,984円
期中一部解約元本額	425,612,700円	542,531,849円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第14期 平成26年 6月10日現在	第15期 平成26年12月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
社債券	340,290,000	539,616,000
合計	340,290,000	539,616,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ドイツ銀行クロッキーセクターIIインデックス連動 債Y	1,680,000,000	4,127,760,000	
合計		1,680,000,000	4,127,760,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成26年12月30日現在）

I 資産総額	4,330,325,677円
II 負債総額	2,238,155円
III 純資産総額（I－II）	4,328,087,522円
IV 発行済口数	2,846,876,701口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5203円
（1万口当たり純資産額）	（15,203円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成26年12月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

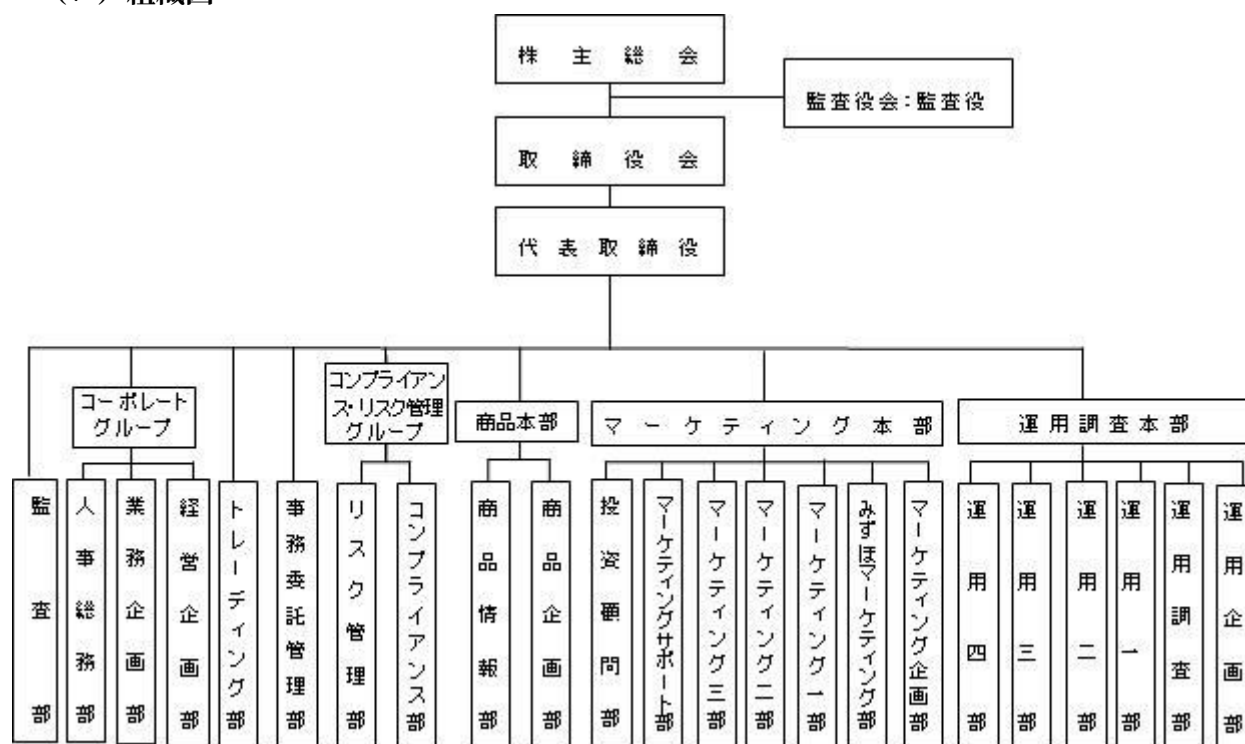
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

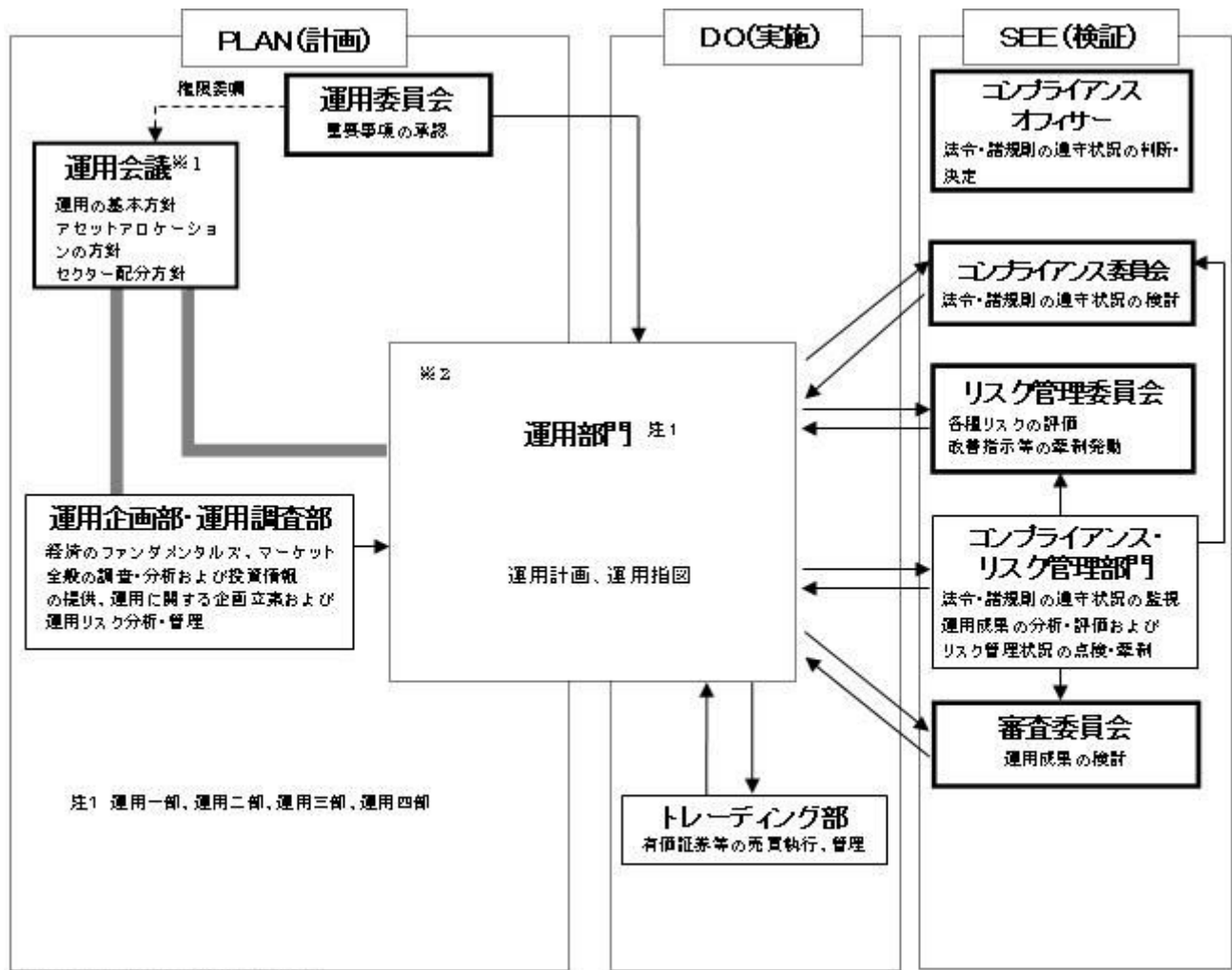
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年12月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	280	4,173,914
株式投資信託（合計）	252	3,414,305
単位型	33	117,260
追加型	219	3,297,045
公社債投資信託（合計）	28	759,609
単位型	1	222
追加型	27	759,386

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	10,766,270		13,492,111
有価証券	5,259,693		3,291,156
貯蔵品	1,062		5,188
立替金	30,280		15,778
前払金	25,483		38,614
前払費用	20,286		16,530
未収委託者報酬	1,891,689		2,654,090
未収運用受託報酬	86,074		117,049
未収収益	13,810		6,509
繰延税金資産	192,202		283,616
流動資産合計	18,286,853		19,920,646
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	※2 15,051	※2	12,380
構築物（純額）	※2 1,886	※2	1,650
器具・備品（純額）	※2 95,877	※2	99,960

リース資産（純額）	※2	680	※2	340
有形固定資産合計		113,496		114,332
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	※3	39,774	※3	74,851
ソフトウェア仮勘定		—		11,885
無形固定資産合計		39,866		86,827
投資その他の資産				
投資有価証券		2,929,683		3,213,218
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,515		124,152
長期繰延税金資産		8,695		63,925
前払年金費用		410,271		374,562
その他		10,632		6,632
投資その他の資産合計		3,561,898		3,859,590
固定資産合計		3,715,261		4,060,749
資産合計		22,002,115		23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,156	21,303
リース債務	1,206	810
未払金		
未払収益分配金	336	177
未払償還金	14,470	10,100
未払手数料	※1 964,634	※1 1,296,830
その他未払金	195,035	513,148
未払金合計	1,174,476	1,820,257
未払費用	402,634	548,430
未払法人税等	471,902	1,462,380
賞与引当金	299,000	362,800
役員賞与引当金	45,500	44,200
流動負債合計	2,412,875	4,260,181
固定負債		
長期リース債務	1,156	345
退職給付引当金	168,209	172,959
役員退職慰労引当金	80,416	31,708
執行役員退職慰労引当金	99,750	102,083
固定負債合計	349,532	307,096
負債合計	2,762,408	4,567,278
純資産の部		

株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000
繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	△72,415	△72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	※1	10,580,803	※1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992

諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
営業雑経費合計	210,672	243,290
営業費用合計	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	—

投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	※2 101	※2 3,210
ゴルフ会員権売却損	—	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	—
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	△129,642	△113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千
円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				△ 1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					△2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	△ 1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金			

	利 益 剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,905,651	△6,827	20,184,823	△209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	△2,539,409		△2,539,409		△2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		△65,588	△65,588		△65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	△986,154	△65,588	△1,051,742	316,465	△735,276
当期末残高	11,919,497	△72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				△1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					△2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	△1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	11,919,497	△72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	△2,539,409		△2,539,409		△2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△55,750	△55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	△55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	△72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

① 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

② 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

※ 2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円
----------------	-----------	-----------

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	一千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

平成24年12月25日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日
-----------------------	----------	-----------	-------	-------------	-------------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	—	—	9,386

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通 株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
その他の有価証券	7,490,195	7,490,195	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	—

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	—	—	—
その他の有価証券	6,305,322	6,305,322	—
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	—	—	—	—
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	—	—	—

を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—

得原価を超えるもの	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	△132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	△132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	—	—	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	1,209,919	158,386	△42,388
合計	1,209,919	158,386	△42,388

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	242,061
(7)前払年金費用（千円）	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	168,209

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	108,925
(2)利息費用（千円）	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055
(6)小計(1)+(2)－(3)+(4)+(5)（千円）	179,338
(7)その他（千円）（注2）	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	195,268

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（34,585千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（単位：千円）

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	△48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	△32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	△1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	△496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	△374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△201,603

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	△20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	△16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度	当事業年度
(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)

繰延税金資産

賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	<u>63,091</u>	<u>109,079</u>
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産合計	<u>407,976</u>	<u>509,208</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	<u>△ 60,857</u>	<u>△ 28,172</u>
前払年金費用	<u>△146,220</u>	<u>△133,494</u>
繰延税金負債合計	<u>△207,078</u>	<u>△161,666</u>
繰延税金資産の純額	<u>200,897</u>	<u>347,542</u>

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産－長期繰延税金資産	8,695	63,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.51	
住民税均等割	0.16	
評価性引当額の増減	△3.18	
その他	<u>0.09</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.48</u>	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（セグメント情報等）**セグメント情報**

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報**1. 関連当事者との取引**

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売に係 る代行手 数料の支 払い	6,343,293	未払手 数料	572,094

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売に係 る代行手 数料の支 払い	8,738,779	未払手 数料	760,018

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	173,969	長期差 入保証 金	116,378
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券テ クノロジー 株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サー ビス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	91,562	その他 未払金	8,536
							ハウジン グサービ ス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,000	その他 未払金	3,150

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他 未払金	1,648

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

（２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数（千株）	1,817	1,813

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 （平成26年9月30日）	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	14,060
構築物（純額）	1,547
器具・備品（純額）	88,371
リース資産（純額）	170
有形固定資産合計	※1 104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成26年9月30日)

負債の部

流動負債

リース債務 754

未払金

未払収益分配金 175

未払償還金 8,852

未払手数料 1,372,909

その他未払金 279,650

未払金合計 1,661,587

未払法人税等 966,772

未払消費税等 ※2 349,104

賞与引当金 382,000

役員賞与引当金 33,000

その他 671,869

流動負債合計 4,065,087

固定負債

退職給付引当金 146,778

役員退職慰労引当金 32,166

執行役員退職慰労引当金 50,916

繰延税金負債 32,867

固定負債合計 262,728

負債合計

4,327,816

純資産の部

株主資本

資本金 4,524,300

資本剰余金

資本準備金 2,761,700

資本剰余金合計 2,761,700

利益剰余金

利益準備金 360,493

その他利益剰余金

別途積立金 8,900,000

繰越利益剰余金 4,658,210

利益剰余金合計 13,918,704

自己株式 △72,415

株主資本合計 21,132,288

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 178,027

評価・換算差額等合計 178,027

純資産合計

21,310,315

負債純資産合計

25,638,131

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

（自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日）

営業収益	
委託者報酬	16,867,457
運用受託報酬	113,806
営業収益合計	16,981,264
営業費用及び一般管理費	※1 14,312,421
営業利益	2,668,842
営業外収益	
受取配当金	82,555
有価証券利息	1,807
受取利息	5,629
時効成立分配金・償還金	1,275
その他	2,831
営業外収益合計	94,099
営業外費用	
支払利息	16
時効成立後支払分配金・償還金	3,071
その他	2,321
営業外費用合計	5,410
経常利益	2,757,531
特別利益	
投資有価証券売却益	34,225
特別利益合計	34,225
特別損失	
固定資産除却損	1,398
投資有価証券評価損	58,680
その他	22,227
特別損失合計	82,306
税引前中間純利益	2,709,450
法人税、住民税及び事業税	961,036
法人税等調整額	25,644
法人税等合計	986,680
中間純利益	1,722,769

（３） 中 間 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

当中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
		資本剰余金	利益剰余金	
				その他利益剰余金

	資本金	資 本 準備金	利 益 準備金	別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,149,658	△72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	△72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	△72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,450千円

※ 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	20,991千円
無形固定資産	11,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	—	—	9,386
---------	-------	---	---	-------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,824,207	7,824,207	—
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	—
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成26年9月30日）

1. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	△80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	△80,561
合計		7,824,207	7,547,595	276,611

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	21,310,315
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
1 株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	1,722,769

普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,722,769
普通株式の期中平均株式数（株）	1,813,864

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成26年11月26日
効力発生日	平成26年12月25日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （4）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （5）上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a. 資本金の額

平成26年9月末現在、279,928百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（資本金の額は平成26年9月末現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 9月10日	有価証券届出書
平成26年 9月10日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年1月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成26年6月11日から平成26年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー・グローバルセクター・ファンドの平成26年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。